

時事新報

明治廿七年十二月廿一日(日)金曜日
發行所 東京市丸の内區本町二丁目
電話 二五五五
代價 毎份五錢 每月一元五角 半年八元 全年十六元
廣告費 別表

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には每晚詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

請和の覺悟如何

支那政府が容易に和議を申出さざる可しは我々の前途に遠くたる所なれども若し彼が戦争の不利を悟り前非を悔いていよいよ和を請ふに至らば如何なる條件を以て之を許す可きや朝鮮の獨立軍費の賠償の如きは彼が先頃外國に伸張を依頼したる際に申出したる條件にして或は今日に至りても尙ほ此邊にて局を結ばんことを望むるもあらんかされども斯くの如き條件は開戦の當時と雖も之を認むるも能はず況んや目下の場合に及んで誰れか耳を傾くるものあらんや朝鮮の獨立は既定の問題にして世界の表面に一人も之を疑ふものとしてあらざれば殊更に支那の認定を待つ必要を見ず目下の要請は寧ろ支那自國の獨立如何にして其獨立を以てせざるに在りては償金の一事を以てせんとは抑も國際間に朝鮮の獨立を認むるものと云ふ可きのみ左ればいよいよ彼の和議を容るるに當りては賠償の賠償金を取むる上は主地の分別は是非とも欠く可らざるの條件なりとして彼の要求の程度は如何と云ふに戰争の局面次第に擴張して我々の要求の少なからざるに隨ひ要求の程度はいよいよ大なる可きは當然の數にして例へば平壤陥落の當時に和を容るると旅順占領の今日に於て兵を收むるとは其程度に非常の差異なきを得ず或は支那人の考にては旅順は海口の一港のみ其得喪は中國に於て何からならんや之に重きを置かずして平氣に見るもあらんや之を以て兵略上より觀望すれば既に旅順を失ふときは威海衛は用を爲さず遼東海峽の防禦は最早や滅れたるものとせば太清山海關の攻奪も其だ易く北京は既に我々の手中に歸したると同様に此際にも當りて和を請はんとすならば既に北京を陥れたるの覺悟を以て大に考ふる所なかる可らず彼に果して其覺悟あれば妙なれども或は然らず旅順の陥りたるを以て軍に旅順を失ひたるものと心得、漢然たる和議の條件を申出すが如きもあらば和議は到底望まずして自から最後の失敗を招かんのみならず天候次第に寒を催はして直隸海氷の季節に近づき海陸共に進軍に不利なるが故に我々が北京に侵入するには或は本年を待つやも知る可らざるが故に彼は其天候を利して暫時の安を偷さんとするの姑息心もあらんやれども我々は唯その占領地に於て冬を過す日を消すのみなる其反對に敵は冬季の間に於てあらゆる力を盡して防戦の準備を整へざる可らざる其準備も明春氷解けて我々の一蹴に遼東の地は忽ち粉微塵と爲りて全く骨折損に歸するものと知らば寧ろ今より首府を失ふたるの覺悟を以て和を請ふも彼の爲めに謀りても得策なれども憐れむ可し北京政府の當局者中には斯る成行を考へて奮然と爲すが如きものは一人もなかる可し或は止むを得ずして和議を囑ふるも其請和の申出は到底望むる可らざるものにして我軍は遂に北京侵入

の必要を認むるもならん而して其進軍は來春を待つや待たざるや軍機は我々の知らざる所、又言ふ可らざる所なれども疾雷或は豚足兎の耳を掩ふに暇を許さざるの快活事もある可し我輩は憤んで口を閉じて今後の成行を見るのみ

官報

勅令

○勅令第二百一號
明治二十七年十二月十七日
陸海軍下士服役條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布スル
御名 御璽
陸軍大臣 伯島西郷從道

○勅令第二百二號
明治二十七年十二月十七日
陸海軍下士服役條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布スル
御名 御璽
陸軍大臣 伯島西郷從道

○勅令第二百三號
明治二十七年十二月十七日
陸海軍下士服役條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布スル
御名 御璽
陸軍大臣 伯島西郷從道

告示

○通告第二百四十七號
本年十二月十九日勅令ヲ以テ公布セラレタル勅令及告示等ノ施行期日及施行場所等ハ左ノ如キニ定ム
明治二十七年十二月二十日
陸軍大臣 伯島西郷從道

雜報

○乘艦記事 (第三十四の續)
金州行の途上
旅山より金州に至る途上には二三の兵營ありきも天候驟變となりたれば何れの兵營にも立寄らず旅山山の麓下にて拾ひ上せんとて橋を渡し、踏踏に橋を渡る。其の道甚だ六箇し踏踏之去」と書人に云ひ含め土人を屋中に持ち去れ間半もあるべき大嘗天を仰ぎて、其の散集せるを見互に筆談を爲しつに連せし四方晴々となきやを問ひし州は旅山の居城同様なりとの意を金州城門に達した三の石碑を認めし

雜報

○乘艦記事 (第三十四の續)
金州行の途上
旅山より金州に至る途上には二三の兵營ありきも天候驟變となりたれば何れの兵營にも立寄らず旅山山の麓下にて拾ひ上せんとて橋を渡し、踏踏に橋を渡る。其の道甚だ六箇し踏踏之去」と書人に云ひ含め土人を屋中に持ち去れ間半もあるべき大嘗天を仰ぎて、其の散集せるを見互に筆談を爲しつに連せし四方晴々となきやを問ひし州は旅山の居城同様なりとの意を金州城門に達した三の石碑を認めし

雜報

○乘艦記事 (第三十四の續)
金州行の途上
旅山より金州に至る途上には二三の兵營ありきも天候驟變となりたれば何れの兵營にも立寄らず旅山山の麓下にて拾ひ上せんとて橋を渡し、踏踏に橋を渡る。其の道甚だ六箇し踏踏之去」と書人に云ひ含め土人を屋中に持ち去れ間半もあるべき大嘗天を仰ぎて、其の散集せるを見互に筆談を爲しつに連せし四方晴々となきやを問ひし州は旅山の居城同様なりとの意を金州城門に達した三の石碑を認めし